



第一五九號

昭和十六年九月二十四日發行
（便物之可
（は選・日本報業社行）

五錢

輯編局報情

報週

號日四十二月九

常會の頁

臨戰下の勞務對策

實施される國民勞務手帳制
緊迫せる獨米關係

露光量違いにより重複撮影

國民皆勞

國民全部が一人の無業者もなく國家の必要とする職場につき全能力を擧げるこれが國家總力發揮に絶對必要である

週報 第二五九號 九月二十四日

週間 言志

常會の頁

臨戰態勢下に於ける

勞務動員 企畫院 厚生省

實施された國民労務手帳制 厚生省

緊迫せる獨米關係

支那方面艦隊賊果 大本營海軍報道部

△司法保護記念日 九月十三日(土)

△米の格差改訂とこれに伴ふ地 方別新最高販賣價格決定の旨

△第九回支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらる △米國・イスラント間の商船防衛と樞軸國艦隊の擊沈を十六日より実施の旨 ノックス米海軍長官声明

△滿洲國承認第九周年記念日 九月十五日(月)

△滿洲事變十周年記念日 九月十六日(火)

△前支那方面艦隊司令官鷗田繁太郎大將駆還 △上海特別陸戰隊司令官に收田勢三郎少將補ざる △米國家管理實施要綱決定

△靖國神社大祭に新合祀の一万五千十三柱を當局發表 △陸海軍航空部隊 事變以來の戦果を發表

△イラン國王退位 △獨伊空軍、カイロ(エジプト首都)を初爆撃 △本年一月以来二千八百隻(八十ニ艇下の)の建艦契約を行つた旨

△米海軍省發表

△大森洪太氏就任

△司法

露光量違いにより重複撮影

國民皆勞

國民全部が一人の無業者もなく國家の必要とする職場につき全能力を擧げることが國家總力發揮に絶對必要である

週報 第二五五九號 九月二十四日

臨戰態勢下に於ける

労務動員 企畫院 厚生省

實施された國民勞務手帳制

緊迫せる獨米關係

支那方面艦隊戰果 大本營海軍總部

常會の貢

六月十三日(水) 司法保護記念日

六月十七日(水) 米の格差改訂とこれに伴ふ地方別新最高販賣價格決定の旨、
第九回支那事變生存者論功行賞の御沙汰あらせらるる
國・イスラーム間の商船防衛と領袖國艦艇の整沈を十六日より實施の旨、ノックス米海軍長官聲明

六月十八日(木) 満洲事變十周年記念日、滿洲事變十周年記念日、
前支那方面艦隊司令官鷲田繁南に新作戦展開、鷲田副武中將、海軍大將に進級、吳鎮司令官に親任され、日比野正治中將は軍事參議官に、岩村清一中將は海軍艦政本部長に補てん

九月十五日(月) 太郎大將歸還、上海特別陸戰隊司令官に牧田昇三郎少將補さる、マソ駆機雷の日本流失に嚴重抗議の旨、外務省發表

九月十九日(金) 靖國神社大祭に新合祀の一万五千十三柱を當局發表、陸海軍航空部隊、事變以來の戰果を對満支輸出入計畫を閣議で決定、イラン國王退位、カイロ(アブト首都)を初爆撃、本年一月以来二千九百隻(主として建艦契約を行つた旨)米海軍省發表

九月廿六日(火) 昭和十六年度資金統制計畫と

九月廿九日(金) 軍械の英機槍、重慶五箇所、昆明三箇所、昭州二箇所、ビルマルート一八例、皇軍長樂街を占領、司法



臨戦態勢下に於ける労務動員

企画院 生厚省

一、臨戦態勢と労務動員	
(一)	労務動員の發展
(二)	新事態の展開
(三)	労務動員計画の編成方針
(四)	常時要員
(五)	臨時要員
(六)	技術者
二、法制的對策	
(一)	労務調整の強化
(二)	國民徵用及び國民登録制度の研究
(三)	勤労報國制の組織化
三、重要事業場の労務管理の刷新強化	
(一)	その他の對策
(二)	職業轉換の促進
(三)	勤労報國精神の昂揚
(四)	民間團體の協力

臨戦態勢と労務動員

(一) 労務動員の發展

現下の緊迫した臨戦態勢下においては、高度國防國家の急速の實現こそ最も焦眉の急を要するものといはなければならぬ。そのためには國力の充實の基盤ともいふべき國家生産力の飛躍的擴充こそ時局下極めて緊要なものとなるのである。そしてこの生産力の擴充については、その根幹となるものは結局『人』である。

いふまでもなく、戰時下においては、『人』は、一方においては、兵力として重大な役割を擔當すべきものであり、他方においては、労力としてこれまで重大な使命を帯びるのである。かくして、戰時下においては、兵員動員と並んで労務動員が勝敗の鍵として非常な意義を有することになる。

わが國においては事變發生以來、或ひは職業紹介法を

全面的に改正強化し、労務動員の第一線機關として國民職業指導所を強力化して、労務需給の調整に當らせることにし、或ひは國家總動員法に基づいて、技術者の配置、労務者の移動防止、労務配置の適正化、徵用制の實施、技能者の養成、從業條件の合理化等、労務の全般に亘つて強力な統制を行ひ、殊に最近には國民勞務手帳法を施行して從業の適正化に努める等、各般に亘つて非常な努力を續けて來たのである。

特に昭和十四年以降は毎年労務動員計画を設定し、他の物資動員計画、生産力擴充計画、貿易計畫、資金計畫等の國家總動員諸計畫と緊密な關聯を保持しつゝ、時局産業における勞務の確保につき、計畫性と合理性とを付與することに苦心して來たのである。

(二) 新事態の展開

しかるに、最近における内外の情勢は、到底從來の程度では十分な労務動員の目的を達成することができなくなつて、必然的にこの労務動員の擴大強化を必要とすることが

になつたのである。

このことは、去る八月二十九日の閣議で決定された勞務緊急對策において明白に示されたところである。すなはち、その對策によれば、『現下の緊迫せる時局に對處する勞務緊急對策の要點は、刻下の勞務需給の狀況に鑑み、この際國民の勤労報國精神を昂揚し、速かに勤労總動員態勢を整備強化するにある』として、特に七つの事項につき政府の方針を決定したのである。すなはち

勤労報國精神の昂揚、勞務配置の調整、職業轉換の促進、國民登録制度の擴充、勞務管理の刷新強化、勤労奉仕の組織化、勞務者住宅の充足、民間團體の協力がそれである。

そして、この閣議決定の際、特に『戰時總制下の國家は、國民中一人の不勞者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億國民は宜しく勤労の國家的重要性を認識し、勤労報國の誠を致せんことを望む』ものとされたのである。さるに九月十二日には昭和十六年度勞務員實施計畫要綱が閣議で決定された。本年度勞務員計畫においては、國

際情勢の推移に即應して、軍需の充足並びに生産の増強を

期するためには、勞務動員の規模、程度を一層強化擴大する必要があることを認め、從來の勞務動員計畫に比し、著しく大規模の需給計畫を設定することになつたのである。

そして、本年度計畫設定に當つては特に次ぎの四點に重點を置いていたのである。その一は、軍需產業、生產力擴充計畫、產業、運輸通商業及び國防土木建築業に必要な要員の充足を図ることであり、その二は、重要工業事業場への勞務の重點的配置を行ふこと、その三は、勞務給源確保のため國民勤労總動員態勢を確立すること、その四は、女子の勤労動員を擴充強化した點である。

この四點の實現のためには、急速に法制の整備、行政機構の擴充を圖り、殊に商工從業者の職業轉換の如きも官民一體となつてその促進を圖る必要があり、『現在の時局下においては、自己の自由に選擇した職業にいそしむことのみが眞の職業奉公ではなく、國家の必要とする職場に就き、その特質を發揮し、全能力を擧げることが國家總力發揮に絶對必要である』とされたのである。

(III) 勞務動員の臨戰態勢

かやうに、現下の勞務動員は著しく臨戰態勢の色彩を濃くすることになつたのであるが、臨戰態勢下の勞務動員は要約して、次の三點がその根本理念となるものといへよう。

第一に、現下の情勢は、必然的に勞務動員をさらに擴大

し、今やそれは國民動員といふ態勢に向つて強化されなければならぬことになつた。

單に國民の一部である勞務者の問題ではなくて、國民の全部が勤労に參加することを要請されることになつたのである。しかも、勤労は單に私人の利益のためにのみ行ふものではない。あたかも企業家がその創意と責任において眞に國家目的に即應した生産に當り、最小の資金・資材・労力をもつて最大の生産を擧げることに専念することがその本義であると同様に、國民もまた、その智能と労働力とを捧げて國家生産の確保増強に精進することをその本旨とすべきである。かくして、國民皆勤労態勢の確立が、單

なる精神運動ではなくて、現實の問題として登場することになるのである。

第二に、國民動員の臨戰態勢は、當然重點主義的の第論配置を不可避のものとするといふことである。重點主義といふことは、地域的に、產業的に、能率的に、いろいろの意味で從來から考へられて來たのであるが、現下の勞務拂底の實情の下においては、重點主義的の勞務配置はいよいよ徹底的に行はれざるを得ないことになる。

第三には、勞働生産性の向上といふことが大切となる。單に一個人の勞働効率を上げるといふだけではなく、國家の事業に對しては、勞務の使用を極力抑制すべきで、これに伴つて不急部門から緊急部門への職業轉換が國民動員の見地からも促進されなければならないことになるのである。

とが非常に大切となるのである。いひかへれば、限られた人的資源をもつて最大の労働生産を擧げることが肝要なのである。かくして労務者の移動を防止して、國民學校修了者や青壯年労務者の如き労働生産力の最も旺盛なものは、出来る限り時局下喫緊の部面に配置することに努め、また婦人労務者をもつて足りる部門に對しては、男子労務者の使用を抑制する必要がある。特に技術者の養成と配置是最も考慮すべき點である。同時に、工場事業場内における作業工程の合理化、職場組織の整備、從業條件の適正化、労務管理の刷新といった事項は、労働生産性の向上には缺くことのできない點である。

以上述べた三點は、臨戰態勢下における労務動員の強化のために是非とも實現しなければならないことがらである。

労務動員計畫の編成方針

(一) 一般方針

昭和十六年度の労務動員計畫は他の總労動員計畫と同様に

數字的計畫を中心として作成した。これまでには、計畫を実施するために必要な諸対策、すなはち労務に関する各種の制度の創設改正や機構の整備擴充の問題とか、その他行政的措置の重要な事項を方針として列挙したが、本年度の計畫では、すでに時局下における勞務緊急對策が決定してゐるので、これを掲げないことにした。しかし、この計畫の實施を確保するためには、勞務緊急對策要綱に基づいて急速に具體的措置やその他のいろいろの施策を講ずる必要があることはいふまでもない。

勞務の需給計畫については、現下の逼迫した労務事情に鑑み一般労務者には、常時要員と臨時要員とに區分してそれべく需給計畫を設定した。こゝで常時要員とは、これまでの労務動員における需給の計畫と同意義のもので、臨時要員とは、短期のものや季節的のものを指すのであって、後者を労務動員計畫の中に組み入れたのは、從來はこのやうな労務需要はないわけではなかつたが、國內労務需給の全般から見て、計畫として定めておかなくて、實際上大した支障はなかつたのであるが、今日の労務需給

の實情から見ると、當時要員の需給計畫において、すでに労務給源を各方面に亘つて漁り盡くしてゐるので、臨時労務の需要を充足すべき浮動労務者または日傭専門の労務者の餘剩は殆んど残らないことになる。従つて、臨時要員の需給を放任して置く場合には、豫想できる臨時的の作業が圓滑に運ばないだけでなく、労務の兼合となつて國家的に見て労務配置の適正が期せられることになる。

また他面、常に他の產業へ活用できる労務ではなく、國民労働總動員の意味で重要產業に協力して貢ふべきが、重要產業に從事してゐる者以外の一級國民層にも労務活用の合理化を圖るならば、多少の餘剩が出せるだけでなく、國民労働總動員の意味で重要產業に協力して貢ふ必要もある。また學生徒なども、このやうな國家の大時の際であるから、これを動員することも出来るのである。このやうな見地から、情勢の變化に對應して労務需給の回帰を期するため、臨時要員の需給計畫を設定することにしたのである。

次ぎにさきに述べた労務の重點的配置の點であるが、も

とより労務動員計畫自體が全労務の需給や配置計畫を定め

る。

女子はこれ迄の計畫でも相當數を計上して來たが、本年度は男子労務者の供給源の逼迫から、勢ひ女子の動員を一段と擴充強化することにした。しかし、女子を動員する場合に特に考へなければならないことは、人口政策や健全

な家庭生活の維持の問題である。人口政策は國家百年の計として皇國民族の永遠の發展を期するため、すでにこれが政策要綱は國策として決定されてゐるのであるから、その要綱の定めるところを尊重すべきは當然であるが緊迫した國際情勢に對應する勞務緊急對策を遂行するには、その間適當な調整を圖ることはやむを得ないと思ふ。これ等の各種事情を比較考量して女子を労務者として労員を強化することは必要であつて、主として未婚女子を労員の對象としたことにした。年齢から見れば、満十六歳以上二十五歳未滿であつて、それ以上は希望者を労員することにした。これ等の労員される女子を、どういふ方面に向けるかといふと、女子を男子の代替として考へる場合は自然いろいろの産業に労員されるわけであるが、特に軍需産業に多いのである。軍需産業は種類も多く、作業、工程もいろいろあるので、單に男子の代替としてだけではなく、むしろ女子の特質を利用してこれに適當した職場につける場合が多いからである。その他生活必需品産業等も女子の占める割合は相當多いが、本年度の労務需給の實情から、何といつても減耗補充としては、女子を多數労員しないわけにいかない。減耗補充要員總數の四割以上は女子に俟つことにしている。

(II) 常時要員

當時要員の需要産業としては、大別して軍需産業、生産擴充産業、同附帶産業、生活必需品産業、輸出通信業と國防土木建築業の六種類であつて、輸出産業などは、これまで重要な計畫産業として労務の需要も多かつたのであるが、本年度は國際情勢の變化から新規増加要員はないので省くことにした。一般土木事業にも同じやうなことがへるが、災害復舊や災害防除、土木事業の要員は臨時要員で極力充足することにした。これ等の産業で労務の新規需要は遙かに減少し、生産擴充計畫業と輸出通信業は大體同様であるが、軍需産業と國防土木建築業等は多大の増加を來してゐるので、全體として新規需要增加數は非常に大き

い。減耗補充等要員數は、これまでと異つて純減耗のほか、重要産業における應召者の補充、豫備等を計上してゐるので、これまた非常な増加となつてゐる。外地、滿洲、支那等の内地に對する新規需要數は、内容においては前年と相當の變化があるが總數は同様である。これ等を合算した當時要員の新規需要數は前年に比べて倍數に近い増加となつてゐる。

以上のやうな常時要員の多數の新規需要增加に對してどう供給するか、労務労員計畫の眼目であつて、最も工夫を要する點である。殊に本年度のやうに國內労務の需給關係がますます逼迫の度を加へてくる際の計畫はなほ更である。労務の給源としては、これまでの計畫では中小學校卒業者のほかは物資労員等の關係による離職者、労務節減可能の労務者、農村からの供出労務者、農村以外の未就業者、無業者や移住半島人労務者等を掲げ、年々の労務の需給事情によつて各給源別の供出數の調整をとつてゐたのであるが、本年度のやうに需要が非常に多く給源の涸渇してゐる際には、このやうな特殊の給源から餘剰労務を供出す

る考へ方では到底需給の均衡を得ることは困難なので、給源の種別については考へ方を一變した。すなはち國民皆勤勞の精神に基づいて、労動能力ある者は隨處下特に國家の必要とする産業に從事して労働して貢ふといふ考へ方に立て具体的計畫をした。従つて礦山や重要な工場で労働する者、農業を專業として食糧生産にいそしむる者等は別として、その從事する産業や職種の如何を問はず、國民職業能力申告令によつて登録を要する者、今度國民登録の範圍を大擴張することになつてゐる)は原則として、これを労務員計畫の供給源として労員できることにした。尤も計畫における供出數は各産業從事者からその産業の緊要度、繁閑等に應じて適宜比率を設けて算定した。この比率は、整理をする工業や商業(接客業者を含む)の從事者が最も高く、無業者、家事使用人や不就業從事者これに次ぎ、交通業從事者、公務自山業從事者、その他の有業者は最も少い。このやうに供出を要する比率は業態によつて異ふのであるが、これまでの職業の轉換を必要とする點で性質を同じくするものであつて、本年度の労務労員計畫の給源は殆んど大部分

職業轉換の圓滑な實施によつて初めて確保することが出来るものである。特に商工業從事者からの供出數は最も多く、特に慎重を期す必要があるので、各業種毎の統合整理事業との關係を考慮し、職業轉換の進捗によつて供出の確保を図ることにした。

(三) 臨時要員

次ぎに臨時要員の需給計畫であるが、當時要員の計畫のほかに、特にこの計畫を併せ設けるに至つた理由は、現下の勞務事情に鑑みて、當時要員だけでは先せない時局下に必要な産業要員の充足に資すると共に、學生生徒や一般國民の勞力の活用を圖り、重要產業への國民協力態勢を確立しようとするとあるのである。臨時要員を要する產業としては、當時要員の需給に掲げる産業のほか、農業、災害復舊や防除事業、警備要員等であつて、延人數でそれく需要數を豫定計上してあるが、これに対する供給をどうするか。

この計畫では學生生徒や一般國民の主として勤労奉仕にまつことにあるが、この供出の方法運用等は大體國民動員の上で適正配置を期してゐる。

以上述べたやうに、戰時態勢下の勞務要員は名實共に國民要員の性格を持つに至つたのであるから、さきに述べたやうに政府では去る八月二十九日に勞務緊急對策要綱を決定し、急速にこれが具體的措置を講ずることになり、去る九月十一日の國家總動員會議に國家總動員法に基づく五つの勅令案要綱を付議、諮詢し、その決定を見るに至つた。以下、各要綱について概要を説明しよう。

勞務調整の強化

(一) 勞務調整の強化の意義

まづ勞務調整に關する勅令案要綱から説明しよう。事變發生以來、軍需產業その他の重要な時局產業においては勞務

勞報團隊の制度化を圖り、その運用に期待してゐる。臨時要員の延人數は勿論數千万人に適するが、需要の多いのは國防土木建築業、軍需產業や農業で、供給量は學生生徒と一般國民とは大體類似してゐるが、女子の需給に對しては、一般國民からの供出ができるだけ少くして、學生々徒からの供出に努めてゐる。

(四) 技術者

本年度の勞務要員實施計畫では、前に述べたやうに改め方針は書かなかつたが、技術者の養成等は、從來の方針に従ひ、推進するのは勿論、時局の要請に基づき一段と短期養成施設の擴充に努めるほか、恒久的な養成機關の整備増設の方策についても慎重考慮が拂はれてゐる。學校卒業者使用制限令に基づく機械電氣、應用化學、採礦、冶金等の工廠關係學校の本年三月に卒業した者については、割當の實施を了つてゐるが、来るべき卒業者の割當は目下關係廳で慎重に検討してゐるのである。日滿支共榮の方針に従つて産業立地の現状や將來、或ひは技術者配分の實情等を十分考慮

者の需要が著しく増加したのであるが、かかる事態に對處して政府においては、昨年二月に青少年雇入制限令を制定し、また同じく十一月には、從來の從業者雇入制限令を廢止し、一段と強化したものとして從業者移動防止令を制定して勞務需給の調節に努め、時局產業における勞務要員の確保に萬全を期したのである。

しかるに、その後の勞務狀況をみると、その逼迫はいよいよ甚だしく、特に現下の緊迫した新事態に對處して國策遂行上必要とする勞務の確保を期するためには、到底今までのやうな規制の程度では十分な目的を達成することができないことになつた。ことに、今回從來の青少年雇入制限令と從業者移動防止令とを廢止し、新たに國家總動員法第六條に基づいて勞務調整令を制定し、強力な勞務の需給調整の方途を講ずることになつたのである。

(五) 解雇退職の制限

この勅令案要綱においては、まづ第一に特に重要な工場事業場その他の場所において使用されてゐる從業者の解雇

退職について制限を加へることにしてゐる。

新事態に對處する現下の重要な工場事業場等においては、多數の労務者を必要とするのであつて、その勞務充足についてはあらゆる方法が講ぜられてゐる。しかしながら、これ等の工場事業場の従業者が自由に解雇退職し移動するやうでは生産能率の低下を來すばかりでなく、生産能力を完全に發揮するのに必要な數の従業者を保持することも困難となるのである。しかも最近における時局産業方面の工場事業場における解雇退職は極めて高率となつてゐる。

であつて、かやうな状態をそのまま放任しておくことは、現下の事態に鑑みて到底許することはできないのである。勿論、現在の従業者移動防止令においても一定範囲の技術者、労務者の引抜や雇入を制限することによつて、間接に解雇退職を抑制してはゐるが、これでは不十分なので、直接にその退職を制限することにしたのである。

労務者の引抜や雇入を制限すれば、厚生大臣の指定する工場事業場その他の場所において使用される従業者は厚生大臣の指定する従業者の解雇及び退職については、國

民職業指導所長の認可を受けることを要るものとした

12

(要綱第一)。

この工場事業場等の指定は、軍需産業、生産力擴充計畫、業等特に重要なものについて行はれるのである。また従業者の指定は、工場事業場の従業者全部について制限する必要はないが、特に必要な職種の従業者について解雇退職を制限する必要があると認められる場合に行はれる。

(III) 雇入就職の規制

第二に、この要綱においては従業者の雇入就職が制限されてゐる。これには有技能者と國民學校修了者と一般青壯年との三つの場合がある。

まづ有技能者について述べよう。特別の技術、技能または経験を有する者で厚生大臣の指定するものの雇入及び就職については、國民職業指導所長の認可を受けた場合または國民職業指導所の紹介する場合に限ることになつてゐる(要綱第二)。いふまでもなく、有技能者は学校や工場で特殊の技能を學びまたは経験した者であつて、それ等の技

能者は容易にこれを得ることができない尊い人的資源であつて、現行の従業者移動防止令も、これ等の技能者については工場事業場の間における移動を抑制してゐるのである。しかしながら、現行制度においてはその移動の抑制はあらゆる場合に行はれてゐるわけではない。そこで、今回は技能者の雇入就職については全般的に制限を加へることにして、技能者の持つ技能経験を生かすのに適當じた工場事業場にできるだけ配置することにした。

なほ、右の技能者に關する制限は、年齢十四年未満若くは六十年以上の男子または年齢十四年未満若くは年齢四十年以上の女子技能者の雇入就職の場合には適用されないし(要綱第三)、さらに學校卒業者使用制限令第一條の卒業者の雇入就職の場合とか、入營、應召、應徵、技能者の退營、解除による原職復歸の場合とか、傷痍軍人たる技能者の場合には適用されない。

次ぎは國民學校修了者に關する雇入就職の制限である。國民學校修了者は労務資源として極めて重要な地位を占めてゐる實情があるので、これを時局産業に配置するやうに

從來から行政措置によつて全國的に統制し、國民職業指導所において計畫的配置に努めて來たのであるが、法の根據を持たないために遺憾の點があつたので、今度の要綱においては、國民學校初等科又は高等科の課程を修了(中途退學を含む)した後一年を経過しない者で且つ技能者でないものは雇入及び就職は、原則として一切國民職業指導所の紹介によるべきことになつたのである(要綱第四)。かくして、厚生省の全國的統制の下に國民職業指導所が計畫的に指導斡旋を行ひ、國民學校と緊密な聯携を保ち、兒童の資質を國家的に生かすこととしたのである。

第三の場合の一般青年に關しては、現行青少年雇入制限令において男子については三十年未満のものにつき、女子については特殊の業態に限り、二十年未満のものについて或る程度の雇入制限をして來たが、この程度では所要的人的資源の確保が出來ないので、今回年齢の適用範囲を擴張するとともに制限の方法も強化することにした。すなはち、年齢十四年以上四十年未満の男子又は年齢十四年以上二十五年未満の女子で前述の技能者や國民學校修了者に

該當しないものの雇入就職は三つの場合に限られることになつた。

その一は、國民職業指導所の紹介による場合である。その二は指定工場、厚生大臣の指定する事業を営む場合又は厚生大臣の指定する者が、國民職業指導所の紹介によらずに雇入れるべき一般青壯年の員數その他雇入に関する事項につき國民職業指導所長の認可を受けた場合である。

その三は、特定的一般青壯年の雇入就職につき同じく認可を受けた場合である(要綱第五)。なほ、一般青壯年の雇入就職については重要農林水産業における雇入就職等の場合その他特殊の場合につき例外がある(要綱第六)。

(四) 勞務供給に関する制限

以上が本要綱における主要な點であるが、なほ本要綱中には、勞務供給業者の供給によって従業者を使用する場合に關する制限規定がある(要綱第七)。

勞務の供給は法律上雇入就職とはいへないので、この制度によつて雇入就職が規制されることになると、脱法行為として労務供給を利用される處れがあるので、必要ある場合

に、その使用につき制限できることにした。なほ、この使

用制限に關聯して現行労務供給事業規則(厚生省令)も一部改正して供給業者の供給についても規制するつもりである。

國民徵用及び國民職業能力申告令改正の登録制度の擴充

(一) 國民徵用令及び國民職業能力申告令改正の意義

國民徵用令及び國民職業能力申告令は、戰時下における勞務配置上極めて重要な意義をもつものである。國民職業能力申告令は、徵用の基礎として徵用の対象となるべき者を登録するものであつて、昭和十四年一月から有技能者の登録を行ひ、昨年十月からは青年の登録を行つてゐる。また國民徵用令は昭和十四年七月に制定され、初めは國家が行ふ總動員業務にだけ徵用が行はれたのであるが、昨年十月の改正によつて、いはゆる管理工場で行ふ總動員業務にも徵用が認められ、また軍事上特に必要なときは、

徴用できることになり、總動員の完畢を期することに

なつたのである(要綱第一、二)。

その二は、現行制度においては、徵用は國の行ふ總動員業務及び工場事業場管理令により、政府が管理する工場事業場における總動員業務に從事させるためにだけ行ふことになつてゐるが、今回これを改め、國家總動員上特に必要ある場合には、厚生大臣の指定する工場事業場その他他の施設において行ふ厚生大臣の指定する總動員業務に從事させるためにも徵用できることになつた(要綱第一、二)。

(I) 國民徵用の擴張

國民徵用令は、今回の改正勅令案要綱によつてその適用を擴大されることになつたが、その一は、從來國民職業能効力申告令による要申告者に限つてこれを徵用し、軍事上特に必要ある場合には、要申告者以外の者でも徵用できることになつてゐるが、今回、『軍事上』を『國家總動員上』に改め、國家總動員上特に必要あるときは要申告者以外の者も

徵用は國家の強權力によつて一定の場所に就業を命ずるものであるから、被徵用者に後顧の憂ひのないやうにするには、徵用のために家族の生活に困難を來すやうな場合は、國がその生活を確保する途を講ずる必要があるので、今回の改正を見るに至つたのである。

(II) 被徵用者又はその家族に對する扶助

被徵用は國家の強權力によつて一定の場所に就業を命ずるものであるから、被徵用者に後顧の憂ひのないやうにするには、徵用のために家族の生活に困難を來すやうな場合は、國がその生活を確保する途を講ずる必要があるので、今回の改正を見るに至つたのである。

今、特別の事情ある場合（例へば家族と別居するために生活費が増加し、家族の生活に困難を來すやうな場合）または被徴用者が故、若くは重大な過失でなくて業務上の傷痍を受けたり、疾病的ため徴用を解除された場合、本人又は家族が生活することが困難な場合に扶助ができるのである。

さらにまた、被徴用者が徴用され、總動員業務に從事中故意は重大な過失によらずに業務上の傷痍を受け又は疾病のため死亡した場合に遺族の生活が困難なときは、扶助をすることができる。扶助の程度、種類及び方法等は命令で定められる（要綱第二、三）。なほ扶助に要した費用はその全部又は一部を管理工場又は指定工場の事業主をして國庫に納入せしめることが出來ることになつてゐる（要綱第一、四）。

（四）國民職業能力申告令の擴張

現行制度では國民の職業能力に關する事項の申告は、帝國臣民たる男子だけにさせてゐるが、最近の緊迫した情勢に鑑み、今回女子にも申告をさせることにした（要綱第五）。

そしてこの改正に伴ひ、在來のいはゆる青年國民登録、すなはち年齢十六年以上徴兵適齡未満の男子の登録を擴大し、大體男子は十六年以上四十年未満の者、女子は十六年以上二十五年未満の者につきすべて登録を實施することとなつた。たゞ男子は現に有技能者として登録した者、國民勞務手帳の交付を受けた者、一定の學校に在學する者を除くことにして、女子は配偶者のある者、一定の學校に在學する者を除く方針である。かくして、國民登録は殆んど全勞務資源を網羅することになった。

勤勞報國制の組織化

（一）制度實施の趣旨

時局下において國民皆勤の體制を整備し、國民すべての勞務を最も有効適切に活用を圖ることは眞に緊要なことといはなければならない。すなはち、勤勞報國の氣風を一層振作し、國民の覺悟を新たにしてその勞務を現下緊要な部

面に勤員し、かくして國民のすべてが國家總動員に協力する態勢を整へる必要があるのである。

（二）國民勤勞報國隊に參加すべき者

また度々述べるやうに、現在のわが國の勞務の需給は極めて過渡して來てゐるのであつて、政府の各種の勞務對策だけでは到底所要勞務の確保を圖ることができない現状となつてゐる。かやうな產態に對處し、緊要な產業部門における作業の中で比較的に熟練を要せず、しかも臨時的なものには、國民の勤勞奉仕によつてその勞力不足を補ふことは極めて適切なものといふべきである。

さらにまた從來各地において、學校その他の各種團體、或ひは國民職業指導所においてそれべ勤勞奉仕隊を結成して勤勞報國に邁進して來たのであるが、これ等の全國的な綜合調整を圖ることは、一段とその能率を増進させ、勞務の有効適切な活用を促進し、眞に國民全體が國家總動員に協力する所以となるのである。

以上三つの理由から、今回政府では國家總動員法第五條に基づき國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱を定め、國民の自發的協力を促し、國民すべてが率先して總動員業務

に從事し、勤勞の責務と榮譽を有するものとすることにした。

國民勤勞報國隊に參加すべき者は、帝國臣民たる男子は年齢十四年以上四十年未満、女子は年齢十四年以上二十五年未満の配偶者のない者とされてゐる。たゞ、この年齢の範圍外の者であつても、十分勤勞報國の實が擧げられる状況にある者には志願の方法を開き、その愛國の至情を盡せることにした（要綱第二）。

たゞ、陸海軍軍人で現役中の者、陸海軍學生生徒、陸海軍屬、被徴用者、現に軍事上必要な總動員業務に從事する者等には、その性質上國民勤勞報國隊に參加させないことにした（要綱第九）。そしてまた、一般の總動員業務に現に從事してゐる者とか、老幼者等の保護の責任ある者、身體又は家庭の状況により參加できない者等も參加させないことにしてゐるが、たゞ本人の志願があつた場合には勿論これを參加させることにした（要綱第十）。

(三) 従事する作業と期間

勤労報國隊によつて從事する作業は、上述のやうに臨時的なしかも輕易なものであることを本則とする。大體總動員業務の中で、出師準備、動員に伴ふ緊急整備等の軍作業、その他の國家總動員上重要な工場事業場等における作業、米麥その他的重要食糧品の生産に關する作業、軍事上必要な土木建築作業、總動員上必要な救護に關する業務等である(要綱第一)。

作業の期間は、特別の必要ある場合を除き一年を通じて三十日以内とし、事業者の本務に重大な支障を與へないやうにした(要綱第二)。

(四) 勤労報國隊の編成

勤労報國は集團的に行ふことがいろいろな意味で最も適當なので、すべて勤労報國隊を編成させることにしてゐる。勤労報國隊の協力を受けようとする者は、それが大規模の場合には主務大臣に、さうでないときや緊急を要するときは

は地方長官に對し、協力の申請をするのである(要綱第四)。

この申請を受けた場合、國民勤労報國隊の協力の必要があると認めたときは、主務大臣又は地方長官は、市町村長、青少年團長その他の團體の長又は學校長に對し、作業の種類、期間、場所、所要人員數等を指定して國民勤労報國隊の編成を命ずるのである(要綱第五)。

編成命令を受けた者は、作業の種類、時期、期間等に應じて年齢、職業、身體の狀態、家庭の狀況、希望等を参考して参加すべき者を選定してこれを本人に通知し、かくして國民勤労報國隊が編成されるのである(要綱第六)。

國民勤労報國隊には指揮者をおき、その指示の下に規律ある行動を營むことになつてゐる(要綱第七)。

なほ、勤労報國隊に參加して總動員業務に協力する場合には勤労報國の趣旨から見て報償を受けないことを原則とする。しかし、協力すべき場所への旅費、宿泊費、食費、また作業の種類や參加する者の事情等から見て手當を支給するのを適當とするものには、その手當等の實費は協力を受けける者が負擔する(要綱第八)。

重要事業場の労務 管理の刷新強化

(一) 勅令制定の趣旨

時局に對處する勞務行政の一大支柱は、労働力の維持培養、労働能率の向上である。労働力の維持培養、労働能率の増進は、單に早さだけでは達成できるものではなく、事業主や従業者の事業人としての眞剣な自覺と積極的な工夫努力によらねばならないことは、ふまでもないが、政府としてもこれがためには凡ゆる努力を拂ふ必要があるのである。殊に國家總力戦の主要な原動力ともいふべき重要工場事業場に對しては、近く廣範圍に亘つて國民徵用令の發動によつて、その労働力が充足される場合も豫想されるが、この徵用令發動の場合は、事業主と徵用された従業者との關係は、單なる私人的關係ではなく、事業主は國家に對して従業者を従業させる責任を負ひ、従業者は國家に對

ある。このやうな勤労の國家的な性質は、單に徵用工場だけに適用されるべきではなく、國家的に重要な一般の工場事業場にも同様でなければならない。

勤労に對して、右のやうな國家的な性質を持たせると同時に、その反面、就業時間、賃金等の従業條件の適正化を圖るために、特に重要な工場事業場に主力を注ぎ、行政の方針にも相當の工夫を加へ、その勞務管理につき、特に周到な指導監督を加へ、事務の圓滑、迅速、適切な處理を期し、從來よりもすれば陥り易かつた一律的な取締行政の弊を脱し、眞に個々の工場事業場の實情に即した、いはゆる「生きた行政」の實現を圖り、一面、事業主や従業者の自覺とする勅令案要綱の精神であり骨子である。

(二) 要綱の概要

そもそも、勞務の管理は事業の經營、生産指導と不可分の關係に立つものであるから、その第一の責任者は事業主又

ば工場事業場の管理者でなければならぬ。

しかし今日の段階において労務の管理を事業主の責任であるとして放任しておくわけにいかないので、こゝに國家として事業主又は事業場の管理者がなす労務の管理を監督し指導して行かうといふのが本要綱の考へ方である。

適用範囲は全部の工場ではなく、時局下の重要と認められる工場事業場に限定され、厚生大臣が具體的に指定することになつてゐる。従つて、この範囲は労務調整に關する要綱や、徵用令改正に關する要綱の適用範囲と大體同様の觀念である。本要綱に掲げる内容の重點をなすものは

- (一) 工場事業場において從業規則を作成する
- (二) 賃金規則、給料規則及び昇給内規を作成する
- (三) 重要工場事業場には工場就業時間制限令及び賃金統制令を適用しない
- (四) 勞務監理官を設置し監督指導に當らせる

の實施情況を監督指導し併せて關係中央官廳と當時緊密な連絡をさせるために設置するもので、これによつて重要な事業場の労務管理の創制的な刷新を圖らうとするものである。従つて労務監理官は各工場を受け持ち各工場につき職務を執行するものであるが、必ずしも一人一工場とは限らない。一部合により一人で數工場を擔任することもある。重要工場事業場には本要綱の労務監理官のほか工務官、軍管理官においては軍の管理官等のいろいろな工場の生産增加の指導監督をする機關があるが、監督を繁雜重複させないために適宜に兼務するか人選等に考慮を加へ、遺憾なきを期することになつてゐる。

その他の對策

(一) 職業轉換の促進

本年度の労務動員計畫における労務給源は、大部分職業轉換による労務者に依存してゐることは既に述べた通りで

の内容の適否に係つてゐるといつても差支へない。

現行の工場法、鐵業法等においても各事業場では就業規則を作成して届出させることになつてゐるが、本要綱では厚生大臣の認可を受けさせることにして、一層その指導の厳格化を期してゐる。賃金規則、給料規則及び昇給内規は従業條件の主たる實體的な内容をなすもので、その適否は労働能率に著しい影響を及ぼすばかりでなく、價格政策にも重大な關係を有するものであるから、これら給與の基準をなす賃金規則等も認可を要することになつてゐる。

次ぎに工場就業時間制限令と賃金統制令を重要事業場にも適用しないことにしたのは、これによつて凡ての制限を撤廃する意味でないことは當然であつて、手續を簡易にすると共に彈力性を持たせ、情勢の變化に即應し遺憾なきを期さうとするにほかならない。そして實際の運用に當つては個々の重要な事業場につき從業規則又は給與規則等を許可する場合に適切な指導を加へることになる。

最後の労務監理官の設置は、本要綱に規定した事項又は本要綱に基づいて認可する從業規則、賃金規則、給料規則等

あつて、重要事業における労務要員を圓滑に充足できるかな連絡をさせるために設置するもので、これによつて重要な事業場の労務管理の創制的な刷新を圖らうとするものである。従つて労務監理官は各工場を受け持ち各工場につき職務を執行するものであるが、必ずしも一人一工場とは限らない。一部合により一人で數工場を擔任することもある。重要工場事業場には本要綱の労務監理官のほか工務官、軍管理官においては軍の管理官等のいろいろな工場の生産増加の指導監督をする機關があるが、監督を繁雜重複させないために適宜に兼務するか人選等に考慮を加へ、遺憾なきを期することになつてゐる。

職業轉換においても、労務給源確保のため速かに職業轉換を促進すべき方針が定められてゐるのは全くこのためである。

勤員の問題として急速に進展を圖る必要がある。勞務緊急對策においても、労務給源確保のため速かに職業轉換を促進すべき方針が定められてゐるのは全くこのためである。

しかば、商工業中どんな業種業態を整理統合すべきか、また如何なる業種は何割位整理すべきか、また整理はどんな方法によるか、更に整理される者はどんな産業のどんな職場に従事すべきであるか等の問題があるが、目下中央關係廳と道府縣當局とが緊密な聯絡の下に具體的に計畫を進めてゐるので、これが具體化を待ち關係業者の組合又はその統制團體等では、政府の方針に従つて整理の實施や職業轉換に協力されたいのである。

整理や職業轉換を容易にするには、政府としても職業指導所や國民労働訓練所や職業轉導所等の訓練施設や、國民

更生金庫等の既存の諸施設の活用を圖るのは勿論、轉換を容易にするための措置はいろいろ考慮を拂つてゐるが、本年度の労務動員計畫の労務給源としてこれに照應して中小商工業從事者の職業轉換を圓滑迅速に行ふには、何といつても業者や從事者が時局下労務の重要性と労務動員計畫の趣旨を理解し、國家のために進んで協力しようといふ自覺と熱意をもつことが、最も大切である。

(II) 勤勞報國精神の昂揚

以上述べたやうに、本年度の労務動員計畫實施のためにいろいろの法的措置や行政的手段を講ずることが必要であることはいふまでもないが、法制的対策や行政的措置だけでは到底所期の目的を達成することは出来ない。のみならず官廳の権力的手段に訴へることは望ましいことではない。國民の自覺に基づく自發的な協力によつて初めて各般の國策も圓滑に遂行できるのである。労務動員のやうな、人の活用は特にその感が深いのであり、こゝに勤勞報國精神の確立昇揚といふ、精神運動の必要が起つて来る

よりの御奉公であつた。しかし今日は、必ずしもさうではない。物資についても資金についても、その割當運用は重點的に行はれる。產業においても重要産業は不要不急産業の犠牲によつて最高度の振興策が講じられる。これ等に對應すべき労務においても當然重點主義的な配置が行はれなければならないことは既に述べた通りである。

そこで、これまでの各人の職場選擇の自由は、時局における國家目的達成上或る程度の制限を受けることはやむを得ないことである。従つて各人が自己の選定した職業にいそしむことだけが眞の職域奉公ではない。むしろ祖先傳來の職業を抛つて國家の要請に基づく産業へ新職場を求めて轉換することが國家への最善の御奉公である場合があることを十分認識して貰ひたい。特に勤勞報國精神の確立昇揚といつたのは、右の意味における新らしい勤勞報國精神をつくり上げて昇揚する必要を指したものである。

(III) 民間團體の協力

労務動員計畫遂行のためのいろいろな対策の圓滑な實

るわけである。この問題の意味について強調したいこと

は、第一は勤勞の重要性である。勤勞の大切であることは古今東西に變りがない。殊に現下の時局では、勤勞は實に國家總力發揮の第一要件である。第二は全國民が勤勞することである。一億國民のうち一人の有閑者、不勞者、無業者があつてもならない。

全國民のこの心構へ、この意氣込、そしてこのやうな國民勤勞總動員態勢こそ敵性國家に對する無言の脅威であつて、何よりの強味であると信ずる。ところが、從來働く階級とさうでない階級とがあるやうに考へられた向がないでもなかつたやうであるが、このやうな考へ方は、一日も速かに打破して國民皆勤勞態勢の實現を期す必要がある。第三は勤勞は國家の要求に従つて行はれるものでなければならぬ。この點がこれまでの勤勞觀念と非常に異ふ點であつて、從來は勤勞そのものが大切であつて、その勤勞は自己の選擇した職業における勤勞でよかつたのである。いはゆる職域奉公はこの意味であつて、それの職場で一生懸命働くことが自己のためであり、同時に上への何

施や勤勞報國精神の確立昇揚を圖ることは、もとより政府の當然の責務であるが、これが實効をあげるために、政府の一方的な努力だけでは十分ではない。民間の識者、指導者階級、特に民間有力團體の協力を極めて望ましいことであつて、實効の成否は懸つて民間有力團體の協力の程度如何にあるといつても過言ではない。この意味で、政府は既に労務緊急對策の實施措置として大政翼賛會、大日本産業報國會等の關係有力團體の協力活動を促進する方針を明らかにした。協力活動の方法如何は敢へて問ふところではないが、要は各團體の目的使命の分野において政府の方針や具體的措置に關し十分その趣旨を徹底し、これが理解されたいのである。前記の二團體は單に例示に過ぎない。帝國農會とか日本商工會議所その他いろいろな精神的、產業的團體、放送協會・新聞社等の報道機關などは、當然こそしての民間團體として協力されることを切望する。

實施される國民労務手帳制

厚生省

はしがき

去る三月七日に制定公布された國民労務手帳法はいよいよ十月一日から實施されることになりました。十月一日からは工場、礦山その他の事業場で働いてゐる技術者や労務者は、すべてその身分、経験、技能程度等を記載してある國民労務手帳をもつてゐなければなりません。この手帳を持ってないと、工場や礦山で就業することが出来なくなります。ですから、まだ國民労務手帳をもらつてゐない人は、出来るだけ早く國民労務指導所に行つて手帳の交付を受けなければなりません。

では一體、國民労務手帳制はどういふ制度でせうか、

またなぜその必要があるのでせうか。

現下の世界情勢に對處して東亞の新秩序建設の大業を完遂するには、何といつても軍備を充實し、生産力を最高限度に擴充しなければなりません。そのためには、時局柄最も必要な方面に技術者や労務者を總動員しなければなりません。それには先づ我が國には技術者や労務者がどれ位ゐるのか、また、どんな技術や技能をもつてゐるのか、どんな産業や工場に配置されてゐるかを明らかにして、労務の配置計畫をたてる基礎をつくつて、有効に実施する必要があります。勿論、今までこの點についていろいろな方法が採られてきましたが、國民労務手帳について更に擴充強化する必要がありますので、國民労務手帳



（眞は手帳の表紙）

制度を實施し、技術者や労務者はすべて國民労務手帳をもつことになり、これによつて從業者の配置の状況を明らかにし、移動防止に完璧を期することにつたのです。

なほ、この制度は賃金統制やその他の労務統制のために、また、労働者年金保険制度の実施のためにもなくてはならぬもので、更に

技術者や労務者の身分、経験、技能等に關する國家的な證明制度として労務

立つものです。

國民労務手帳は政府が發行することになつてゐます。工場や礦山等で從業者として働かうとする人は、就業する前に、就業しようとする工場や礦山の所在地を管轄してゐる國民労務指導所に國民労務手帳の交付を申請するのです。申請書用紙は各國民労務指導所に備へつけてあります。

六十歳未満の男子で、厚生大臣が指定する技術者や労務者で、工農、建築、土木建築業、文藝、運輸業、貨物取扱業、通信事業に働いて、山で取締めて申請することになつてゐます。なほ、昭和十

手帳を受け方と記載事項

管理上にも非常に

手帳をもたねばならぬもの

ある人々で、手帳法ではこれ等の者を「從業者」といつてゐます。この指定の技術者と労務者は手帳法施行規則別表で詳細に定めています。

技術者としては、礦山技術者、機械技術者等の十九種類のものが指定されており、労務者としては職工・鍛夫・土木建築作業者、交通運輸運搬作業者、通信作業者として二百十種類の從業者が指定されています。

なほ、前に述べた事業に働かうとする人は、就業する前に、就業しようとする工場や礦山の所在地を管轄してゐる國民労務指導所に國民労務手帳の交付を申請するのです。申請書用紙は各國民労務指導所に備へつけてあります。

現在、工場や礦山等で働いてゐる人々は、その工場や礦山で取締めて申請することになつてゐます。なほ、昭和十

四年一月から國家總動員法に基づいて「國民登録制」が實施

されてゐますが、この國民登録をして國民職業指導所から「職業能力申告手帳」を交付されてゐるものは、改めて國民

「職業能力申告手帳」を交付されるものは、改めて國民

「職業能力申告手帳」を交付する必要はありませんし、申請する

ことは出来ない事になつてゐます。それは、職業能力

申告手帳をそのまま國民勞務手帳と見なして取扱ふことに

なつてゐるからです。

この國民勞務手帳には、手帳をもつてゐる人の氏名、年齢、本籍、住所、就業の場所のほかに、兵役關係、學歷、職業、技能の程度、内容、賃金給料等が記載され、これ以外は一切手帳に記載してはならないことになつてゐます。

國民職業指導所では、國民勞務手帳を交付したもの

「登録カード」を作つて、就業の場所、職業、年齢等によつて

分類配列して、技術者や勞務者の配置の状況が一目で分る

やうにして置きます。そして、これを基礎にして各種の勞

務配置政策やその他の労務統制を実施してゆくわけです。

この「登録カード」は技術者や勞務者の現状を示すもので

なければなりませんから、手帳に記載してある事項に異動

があつた場合、例へば住所が變つたり、職業が變つたり、働く工場が變つたりした場合には、使用者はすぐに手帳に記載して國民職業指導所に報告しなければなりません。

手帳のはたらき

前に申しましたやうに、從業者はこの手帳をもつて行かなければ、指定事業には使用されることが出来ないし、ま

た、雇入れる方でも、この手帳をもつてゐる者でなければ從業者として使用することが出来ません。かうして工場

や礦山で働く人は、すべてこの國民勞務手帳をもつことに

なり、この手帳がその人の身分や経歴や技能等を證明する

ことになります。

この手帳は工場や礦山で働く間は使用者が括して保管し、さうでない場合には手帳の交付を受けた者が

大切に保管することになつてゐます。つまり、從業者は就業の際に必ず使用者に手帳を提出し、使用者はこの手帳

を従業者を使用してゐる間保管し、使用しなくなつた場合には従業者にすぐに返すわけです。

帳を留置して返さないやうな場合には、從業者は國民職業指導所長または地方長官に申出て、手帳の返還を受けることが出来ることになつてゐます。

なほ、手帳をもだない者を使用したり、手帳をもだずに

從業者として働いたり、或ひは虚偽の申立をして二重に手帳の交付をうけたり、自分の手帳を他人に貸したりする

と、厳罰に處せられますから注意して下さい。

むすび

以上が國民勞務手帳制度の概要ですが、これは我が國の勞務勤員或ひは勞務管理の基礎となる重要な制度です。

第二次世界大戦の勃發に際し、ドイツでは勞務配置に萬全の準備をとつて戦争に臨むことが出来たのですが、

これは數年前から労働手帳制度を実施して労務の配置状況を明らかにし、豫じめ戦時の労務勤員計畫を完成して

ゐたからです。我が國でもこの重要な意義をもつ國民勞務手帳制度が立派に行はれますやうに皆さんの御協力を切

りきれないわけです。

このやうに國民勞務手帳は從業者にとつて就職にはなく

てはならない大切なものですから、もし使用者が不當に手

國際時事解説 日米迫る独米關係

佛印問題、對日資產凍結令實施の前後から一時太平洋に移された米國の視線は、アイスランド沖における米驅逐艦グリーア號襲撃事件以來、再び大西洋に注がれるに至つた折柄、紅海で米船スチール・シーフェアラー號が

撃沈されたのに付いて、グリーア號事件の發生した場所から遠からぬ海上で、米駆逐艦セッサ號が撃沈されたといふ事實が明るみに出るに及び、米國の關心はその本然たる關心の對象である大西洋に歸つた。

これよりさき、去る五月二十二日、南大西洋で國籍不明の潜水艦に撃沈された米貨物船ロビン・ムーア號事件

に關し、米當局は、乗組員の證言に基づいてドイツ潜水

グリーア號事件起る

すなはち、九月四日アイスランド島の西方百五十浬の

地點においてグリーア號事件が勃發し、米國當局は速早く左の通りの發表を行つた。

「グリーア號は郵便物を積載してアイスランドに向て航行中、國籍不明の潜水艦のため魚雷による攻撃を受け、これに對しグリーア號は直ちに水中爆雷を投下し反撃に出た。」

これに對しドイツ當局は、反駁してつきの如く述べた。

『獨潛水艦は、まづ米驅逐艦（グリーア號を指す）から爆雷數発による攻撃を受け、その後引つゞき二時間追跡されたのち、漸く自衛の機會を掴み得たのである。グリーア號に關する米政府の見解は、米國を戦争に近づけんとする宣傳的報道の一環をなすものである。』

なほ、米國においては、グリーア號が去年の九月に英國へ譲渡した五十隻の米驅逐艦と同型のものである點から、英駆逐艦と間違へられたものであらうとも評されてゐるが、米大統領はかかる見解に拘泥せず、五日の記者會見の席上「斷じて默認せず」と極めて強硬な方針を左の通り言明した。

〔米國は北大西洋にある米艦隊に命じて、グリーア號攻撃

未だの潜水艦を捜査せしめ、もしその潜水艦が發見されば擱置する手段を講ずる決心である。〕

かくて大統領の言明は、米國消息筋の間において意味深長とされ、これを重視する向がすくなくなかつた。すなはち、グリーア號襲撃潜水艦の搜索を名として大西洋上に大規模な潜水艦狩りが展開されるに至つたことは大統領の言明に照しても明らかで、しかもグリーア號を襲撃した潜水艦を識別することは事實上不可能であるとの理由により、大統領の言ふが如きグリーア號襲撃潜水艦搜索のための潜水艦狩りとは單に名目のみで、實際には總括的に獨伊の潜水艦を目標とする米海軍の一大潜水艦驅逐作戦が開始されたことを意味するもので、この結果、大西洋哨戒作業に従事する米海軍艦艇は、獨伊潜水艦を發見次第これに積極的攻撃を加へるとの立場を公然とすることになつたとも見られるに至つた。

更に米船撃沈さる

米驅逐艦グリーア號事件をめぐり、米獨關係はとみに緊

迫してゐる折柄、九月八日、米貨物船スチール・シーフェア
ラー號が紅海で謹の軍用機に爆撃され沈没したとの報道

が傳へられ、米政府を衝動せしめた。

しかしながら、グリーア號事件で既に對獨實力發動を
決意したとも言はれる米政府として、スチール・シーフェ
アラー號の擊沈事件を特に重大視し、これによつて米海
軍は從來傳へられた如く大西洋の商船護送を實現するの
みに止らず、さらに南大西洋から印度洋方面にも米艦隊

を出動させしめて、去る四月に大統領が宣言した紅海
の對英武器輸送路の安全を實力によつて確保せんとする
ものと見られたのである。

それに對しドイツ外務省は、獨伊が交戦區域に指定
した海面で第三國艦が擊沈されるることは當然であると、
左の如く強硬態度を明らかにじた。

英國のため近東方面に物資を輸送してゐた米國商船が、紅
海航行中に飛行機の空中魚雷で擊沈されたとの報道は聞いて
ゐるが、獨伊が紅海を交戦水域として宣言してゐる以上、か

かる事件の發生するは當然のことである。スエズ附近に獨

伊の空軍が出動して貿易封鎖のため作戦行動に當つてゐること

とは周知の事實であり、米大統領がエチオピア作戦が一段落
したとの口實の下に、紅海を米商船航行禁止區域から除外し

たことは、全く時期尚早であつたと言はねばなるまい。

ついで九日、米國務省はパナマ國旗を掲揚した元デン
マーク國籍商船セッサ號が、去る八月十七日、アイスラ
ンド島西南三百浬の洋上で魚雷を受け、乗組員二十七
名のうち死亡と認められる者二十四名内米人一名を出
した旨を發表した。セッサ號は前述の通り、デンマーク
船をパナマ國籍に移したものであるが、米海事委員會が
過般の外國船舶接收令で接收し、米船舶會社がその運用
に當つてゐた點からして、米國では事實上米船と見做し
ており、英米海上交通的主要地點アイスランドを中心と
して起つた事件であるところから、このセッサ號事件に
より、かねて豫定されてゐた大統領の演説放送の重大性
はます々加はるに至つたのである。

ル大統領の發砲命令

かくてグリーア號、スチール・シーフェアラー號、セッ

サ號三事件の續發は、最近惡化の一途を辿りつゝあつ
た米獨關係を更に一段と緊張せしめ、最初グリーア號事
件當時はさして興奮の色を示さなかつた米國一般の輿論
も、事件の續發につれ次第に興奮狀態を示すに至り、こ
れを反映して米議會方面的空氣も何んに緊張度を加へ、
十一日、米大統領はラジオ放送演説で、果然左記の要旨
を含む對獨強硬聲明を行つた。

「獨伊兩國軍艦が今後米國の防衛水域に侵入すれば、それは
彼等自身の危険においてなざるべきである。
余は米國防衛にとり緊要なる區域に對し、擾亂國潛水艦、奇襲
艦乃至飛行機が襲ひ来る場合には、米海軍は何時たりとも
率先わが方より發砲すべしとの命令を發した。

米國船艦に對する最近の襲撃は別々の獨立的な事件ではな
く、これはナチス・ドイツが海洋の自由を覆し、これに對する
絶對的統制權、支配權を獲得せんとする野心を暴露したも

のである。ドイツの公報文配はやがて米國及び西半球の支配
にまで發展するものであり、これを我々が防禦する時機はま
さに今である。」

以上の通り米大統領が米海軍に對して發砲命令を發し
たことは明瞭であり、かねて一部においては、今回の演
説で大統領が中立法の廢棄を要求するであらうと見てゐ
たが、中立法廢棄の如きは、遂に通り越し發砲命令です
べてを覆ふに至つたのである。

なほ、前記の大統領演説に關する米國一般の論議は、發
砲命令と參戰との差違、防衛水域の範囲等を中心として
なり、演説に對する議會方面的反響で特に注意される點
は、贊否兩派とも齊しく大統領が發砲命令を出したこと
の重大性を認識してゐる事實である。

すなはち、非干涉派は、今回の發砲命令を以て議會の
宣戰可否決定権を無視した事實上の對獨宣戰布告に他なら
ずとして大統領の行過ぎを非難してゐるが、議員の過
半は大體において大統領の開明した立場を支持してゐる
といつても過言ではなく、一方、新聞論調も大體におい

て支持に傾いており、特に最近の三事件發生以來、政府に強硬態度をすこめて來たニューヨーク・タイムスやヘラルド・トリビューン紙等は最大級の讃美を呈して大統領の演説を支持したのである。

米、實力防衛を聲明

それに對しドイツ側では、米國の參戰は結局時間の問題と見てゐたので、米國の防衛水域宣言にも驚かず、しかし米大統領が自ら國際平和を口にしながら遂に歐洲大陸に向け侵略行為を開始し、米國民を挑發し一步步々参戦に導かれてゐるのは國際平和と歐洲文化を破壊するものであると評し、極めて憤慨してゐる。また、一方においてドイツ消息通の間には、「米國の態度は英國の敗戦空氣が濃厚になるにつれ、これを支へるために自ら硬化していくのであるから、今度のやうに米國が武力援助をしなければならなくなつたのは、英國の地位、殊に米國からの海上輸送がますます困難になつて來た證據で、米國の措置は事實においてはドイツの軍事行動を航行中的一切の武器貨與法に基づく貨物輸送船を捕獲する」と實力防衛の新方針を遂行する意向を初めて正式に表明したるものとして重視された。因みに、ノックス長官の声明要旨はつぎの通りである。

「米海軍は十五日から、米國よりイスラント近海に至る海面を航行中の一切の武器貨與法に基づく貨物輸送船を實力で防衛する。
米貨物船は武器貨與法に基づく物資を積載してければ足り、掲揚國旗の如何を問はず、すべて米海軍の保護をうける。米軍艦はその可能あらゆる方法により、上記水域において遭遇する一切の権利國制下の潜水艦・水上商船等を捕獲し破壊する命令をうけた。」
それに對しドイツ當局は、過日の米大統領の聲明と大差なしとの見解をとつてをり、米國が今に至つてつぎくと新しい措置をとるのは恰も「事件の後を追ふ」やうなものだと評し去つた、すなはち、今次大戦の勃發以來、ヒトラー獨裁の對米穩健政策は、バルカン戦争以後次第に硬化して來たが、今回の米國側の積極行動開始に對し何としても黙認できないのは明白であり、かくして獨

動に大なる影響なし」との樂觀的見解を示してゐると傳へられた。

なほ、前記の米大統領の演説において宣言した米國「防衛水域」については、何ら定義らしいものを與へなかつたため各方面から話題の中心とされたが、十二日の記者會見において、ハル米國務長官はつきの趣旨の答辯を與へ、ドイツ側の行動如何に懸る彈力性を帶びる旨を明示した。

「いはゆる防衛水域の範囲は主としてドイツの行動によつて決定されるであらう。防衛水域の定義には彈力性を持たせて置き、いかなる不測の偶發事件が起らうとも、これに對応し得るやうにする方針である。」

ついで十四日、ノックス米海軍長官は在郷軍人會における演説中、米海軍はその艦隊をもつて一定水域における米國貨物船に對し實力掩護を行ふに決し、十五日より實施を發令した旨を聲明した。

ノックス長官は商船護送といふ言葉は避けたが、米海軍が過般の大統領演説中に述べられた「防衛水域」に對する実施を發令した旨を聲明した。

椎太紹介特輯

九月二十四日發行

米關係は次第に直接的な砲戦開始の局面へ接近しつゝあるのである。

☆表紙 刺繡に乘る子供
☆北方にこの資源
△無縫鋼の木材
△ソンドラからはこんなものが
△石炭は露天掘り
△北の資源を育てる娘たち
△摩太の農業(?)
☆南佛印シヨロンはこんな所だ
——佛印製造部報道部
☆泰山の麓山東に孔子祭廟して
△イラン盆地
△海の移動調査室観測船
☆十月の國策力レンダ
△摩太の農業(?)
☆國民生活讀本(七)『生活と法律』(昭和)
☆常會の頁
——金額特別回収——鉄道券公の賃
——定期割引券——全國常會券
その他

支那方面艦隊戰隊戰況

（果戰の中月八

航空部隊

(九日)など各地の兵舎及び軍用倉庫群を砲撃潰滅させた。

支那方面艦隊戰况（八月の中戦果）

大本部軍營道報軍艦海軍道報

(九日)など各地の兵舎及び軍用倉庫群を砲撃潰滅させた。このほか陸軍と協力して、四日間に亘り宜昌北方の敵陣地(三、四日)三斗坪及び南沱(三日)の軍用倉庫群、沙洋鎮(六、七日)南方張賀河による敵新編第二十三師の集團本部を爆碎し、福建省では永安、龍巖の軍用倉庫群兵舎及び軍政機關を爆碎した。廣西省では桂林の軍事施設を爆撃し、更に昆明西方の大軍需工場を攻撃炎上させ、また重慶に對しては八日から十四日に亘り、事變以來最大の連續空襲戦を展開し物心兩面に多大の打撃を與へた。この間十一日には、成都を急襲敵機計二十一機を屠り敵空軍に最後の止めを刺し、次いで奉節、宜賓の軍事施設を爆碎、更に涪州、恩施、綦江、來鳳、吉川、南川、長壽等四川省内敵要地の軍事施設を逐次爆撃して、何れも甚大な戦果を収めた。麻沙市、永安北方、廈門西方大盤角、漳州等の軍事施設、軍用倉庫及び工場、貯油庫、砲臺等を爆碎した。昆明に對しては十一、十二、十三、十四、十七日と連續攻撃を實施し、兵工廠、自動車群、ガソリン集積所、軍用倉庫群、發電所、

せ、昆明西方の下關では自動車溜場、軍需品貯藏所を、廣西省の柳州、龍州では軍團司令部、軍用倉庫、貨車驛設施を粉粹した。その間依然奥地攻撃の手を絶めず、重慶の殘存軍政兩機關、要人公館、軍需品工場及び倉庫群等に大爆撃を實施して潰滅させ、また甘肅、四川、湖南、廣西、雲南各省敵主要軍事據點多數を徹底的に爆碎したほか粵漢、湘桂兩輸送路上の軍需品集積地を爆擊、灰燼に歸させ、敵に甚大な損害を與へた。この間江上飛行隊は、敵第五戰區の據點兵舍及び軍用倉庫を爆碎し、一方福建省方面に活躍する航空部隊は、三都澳及び福建周邊の敵その他約三十五ヶ所の敵據點を銃爆撃し、また海南島では陸戰隊の掃蕩戦に呼應して敵據點を爆撃し、軍需施設兵舍等を潰滅させた。

確保しつゝ敗殘新四軍を掃蕩、舟山島では沈家門北方の匪賊を掃蕩した。また臺州列島及び漁山列島では、附近警戒艦艇より陸戦隊を各所に揚陸、島内の治安を肅清した。福州方面における艦艇は、二十六日官井洋及び三都澳水域の掃海並びに水路啓閉に從事し、二十六日には三都澳を完全に掃蕩した。海南島方面における陸戦隊は島内完全肅清のため約百十五回出撃し、多大の戦果を収めた。

封鎖部隊

沿岸航行遮断に從事するる艦艇は、浙東沿岸で一万一千七百四隻のジャンクを臨檢し、その内援護物資積載の三十八隻を抑留又は處置、黄浦江上では一万五千五百八十八隻を臨檢して多數の敵性軍需品を押収した。一方南支那海では珠江江口と角山北方で抵抗して來た密輸船二隻を、また西江中游及び大漠沖で密輸ジャンク群を攻撃し、その内十五隻を捕獲、他は撃破し、さらに汕尾東南方で密輸ジャンク一隻を捕獲し、また海南島近海では軍需品搬入中の五隻を發見處分した。

卦鏡音

沿岸航行遮断に從事してゐる艦艇は、浙東沿岸で一万二千七百四隻のジャンクを臨檢し、その内援蔣物資積載の三十八隻を抑留又は處置、黃浦江上では一万五千五百八十八隻を臨檢して多數の敵性軍需品を押収した。一方南支方面では珠江江口中角山北方で抵抗して來た密輸船二隻を、また西江中浦及び大漢沖で密輸ジャンク群を攻撃し、その内十五隻を捕獲、他は撃破し、さらに汕尾東南方で密輸ジャンク一隻を捕獲し、また海南島近海では軍需品搬入中の五隻を發見處分した。

十月の常會で何を取上げるか

一大運動でありますか

れることになつてをります。

常會金品のペーチ

十月一日の興亞奉公日は

家庭の金属も應石

上戦争物資動員の日

皆さん

もご存じのやうに日本は今後、銭銅その他の金属類を自給してゆかなければならなくなりました。この國家の要請に應へて十月の奉公日は「戦争物資動員の日」として、戦争物資の供出に邁進することに決し、全國の各家庭の協力をお願ひすることに

なりました。
さき頃、金属類回収令が公布されまして、國內の會社工場、團體等の鐵製品や銅製品の特別回収が開始されました。一般家庭の分は法律や命令こそありませんが、現在の緊迫した國際状勢から國家的必要に基づいて行はれる

そこで、この供出にあたつては十月一日の興亞奉公日を以て家庭資材の整理に當て、協力していただきた

いものです。

そこで、この供出にあたつては、あるなし

法規の

あるなし

まづ積極的に供出していた

にかゝはらず、各家庭では愛國の至情をもつて、心からこの運動

に協力していただきた

扉、廣告板、廣告塔、車渡

鐵板、溝蓋、自転車、泥拭

器、水桶(天水桶)飲料水用を除く、手標榜、破損止金具

だきたいものは、扉、柵、門柱、門扉、墓地柵及び門口金物

等の鐵製品や銅または黄銅、青銅製品があります。

一方自發的に供出していた

つても供出に應じられる用意

を整へておいて譲りたいので

す。その回収施設は「戦時物

資活用協會」が中心となつて

各家庭ともに戦争に必要と思

はれる物資を選び出して、い

つかつても供出に應じられる用意

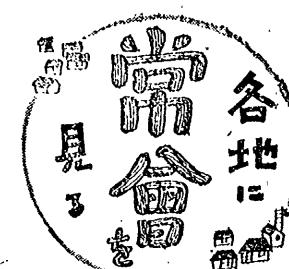
を整へておいて譲りたいので

す。その回収施設は「戦時物

資活用協會」が中心となつて

各家庭ともに戦争に必要と思

はれる物資を選び出して、い



月見る

奉公貯金と赤丸

(岐阜県大垣市不破火町)

(岐阜県池田町南部町内)

(岐阜県大垣市内)

貯金、一

部は今

貯金、ま

た一部は

親睦金

として積

立てるこ

とに方針

がきまり、手さはよく實行さ

れてます。先月なども馬

ふ

鈴蘭收入の一部を貯金に當て

ます。

は全く一大家族

の親がありま

す。

まし

た。

この共同増産耕作

作物は、いつも町員汗

は、いつも一人の缺席者もな

くしかも和樂の裡に終始して

特に耕作地の畔に腰をおろ

るる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

も豫期以上の収穫でした。

作物は、いつも町員汗

は、いつも一人の缺席者もな

くしかも和樂の裡に終始して

特に耕作地の畔に腰をおろ

るる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。

常會の出席も好成績ですが、

の結果ですから、何とか有効

にさばかねばといふので、い

うる考へた末、収穫額を

し、番茶に疲れをいやす情景

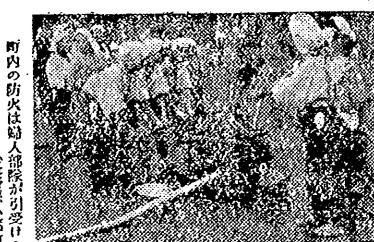
は全く一大家族

の親がありま

す。

ぱり、一戸平均百三十圓とい

ふ抜群の殊勳をたてました。



金保険料を共有基金で前納し、一月分の割引保険料六十円を積立てるのです。そして部落會員からは毎月、月額五百円の保険料を集めます。

からしてゆけば、年三分の複利計算としても、五十餘年にはめざす一万圓の共有基金がいやでもころげこむ

防定になります。途中で引出しても問題になりませんから特別會計として規約を設

ら、特別會計として規約を設

ては問題になりませんか

兵の労苦を

心に刻み、前線に呼應して、銃後

國民が「一命を捨てて、皇國のための魂となり、一億一心の臨

に勇戦力闘されてをられる皇軍將兵のことは、一日でも忘

れでは相濟まないわけです。

そして、日夜これら第一線將兵は、公の道にいそしまれる

な希望にかゞやいて日々の仕事に専んであります。

と喜ばれ、部落民一同も大き

な希望にかゞやいて日々の仕事に専んであります。

が共同炊事の研究をはじめて、大事なお客さまから調理の不備などで病人でも出

したら申わけがないといふの

で、満場一致で共同炊事をす

ることに決めました。さつそく、役員二十三名を炊事、購

買、配給の三部門に分けて活動を開始しました。

まづ炊事班は町内の食堂に本部をおき、購買班は町内

の習物屋さんなどの協力を

も重視的にお客さまの接待に

は、すつかり自信がもてるや

うになりました。

も重視的にお客さまの接待に

は、すつかり自信がもてるや

〔問〕 隊組には、どんな係を

おくべきですか。

(鶴野 木村)

〔答〕 隊組長の仕事は次第に多くなつてきり、他の業務をもつてゐる人々に、誠に容易ならないことではあります。しかし町内會や部落會、

で、或ひは貯金或ひは防護と

いふやうに、それ／＼の得意

ことは誠に望ましいことと思

うことはあります。しかし町内會や部落會、

ことは差支ないでせうか。

(西森 下田)

〔答〕 营業所などは、そこに居住する者がなくて、各種生活必需物資の配給等は受け

てゐなくても、よく考へてみれば、同じ部落町内の施設から

42

あります。しかし町内會や部落會、

の幹部組織に加へることによつて、兩者の緊密な連携があつて、兩者の幹部組織が、必ず従つて、方面委員が町内會長としている場合、同居入でない場合は、獨立して、常会に出席しなくてよい

事ではありません。

〔問〕 常会に出席しなくてよい

ことはありますか。

(山口 畠島)

〔答〕 常会に出席しなくてよい

ことはありますから、方面委員は、

町内會の或る一部の仕事を擔

じて、部落會費、町内會費を

分担し、できるだけ部落會、町

内會などの活動に協力してゆ

くことが望ましいことです。

〔問〕 町内會長と方面委員とを兼任することは差支へないものでせうか。

(西森 下田)

〔答〕 方面委員の任務を遂

行するには、部落會、町内會な

ど、常会に於ける議事は、

常會の議事決定は、ど

んな方法でなければなりません。

〔問〕 常会の議事決定は、ど

んな方法でなければなりません。

〔答〕 常会の議事決定は、ど

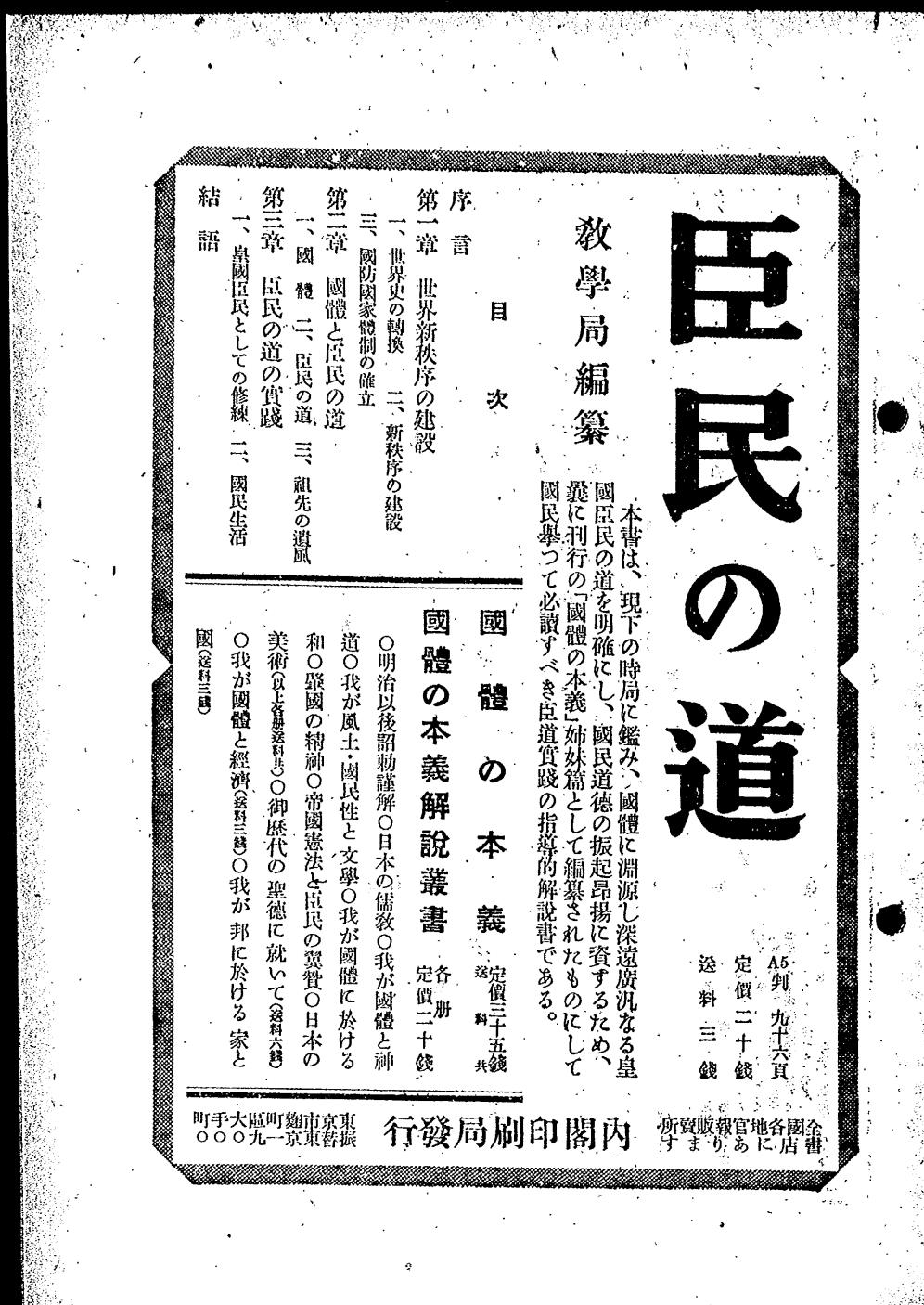
んな方法でなければなりません。

〔問〕 常会の議事決定は、ど

んな方法でなければなりません。

〔答〕 常会の議事決定は、ど

んな方法でなければなりません。



文部省推薦圖書だより 一般専門

二七九頁 定價一圓五角 運送料一〇錢 東京市麿町區
有樂町東京日日新聞社發行 報紙三八〇番

一兒童向一

◇タラウサン(黒崎義介著)
渡邊喜夫文 この繪本は幼兒の明快な生活を描いたもので、その色彩もよいし、印刷も鮮明である。四、五才向きのものとしてお奨めした。(品別一八〇、定價〇・五元)

○日本海報房新井ノ九郎吉土屋書店發行

◇ゴクラウサン(新井五郎著)
中原博文 幼い子供達に勤労生活の重要なことを暗示したもので、幼兒の生活から大人への手傳ひの場面を取上げ、廻籠板を持つてゆく所や、朝の床あげ、郵便入れ、お茶運び、庭掃除などの場面を描く。五、六才向き。(品別一〇〇、定價一元)

五錢 東京市日本橋區西門四番江堂發行

◇新選國民童話「一年生」(徳永壽美子著) 兒童の實際生活に取材した「一年生」になった日童話を收めてある。(品二四九頁 定價一圓〇・二元)

送料一四錢 東京市日本橋區西門四二一和泉書店發行

振替東京八二三五五番

特銃後援護の諸問題
「週報」次號豫告

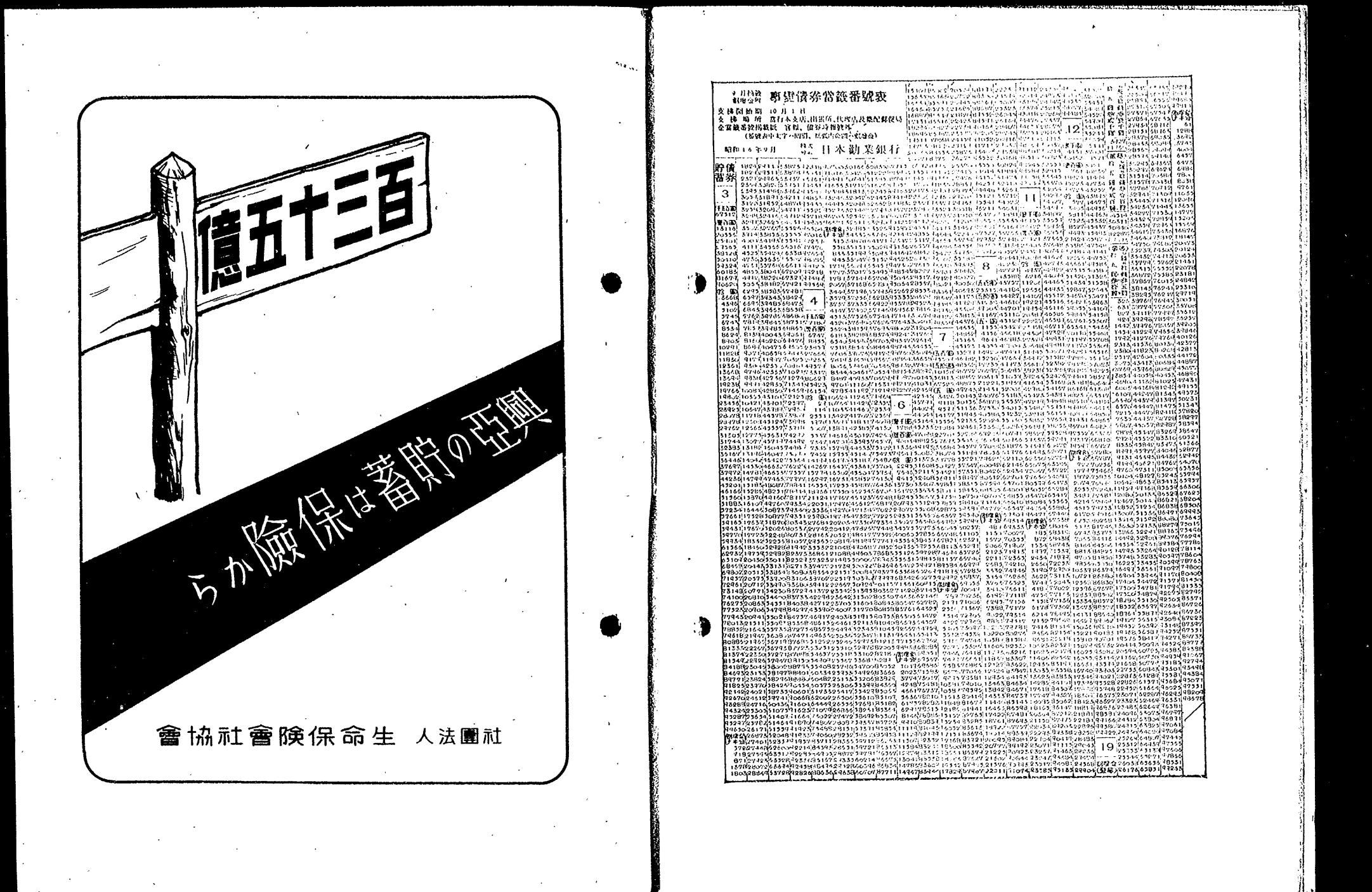
意 注 御 所 申 込 定 價		昭和十六年九月二十四日發行	
内閣印刷局	内閣印刷局	編制者	週報
内閣印 刷局發行課 電話丸ノ内三五一一九 報書東京一九、〇一〇〇番	内閣印 刷局 東京市麹町区大手町 丸之内三丁目十二番地	内閣印刷局	週報
全国各地官報販賣所 書店・新聞店・雑貨店			

三百五十五

どうか健康保険は蓄貯の立場

社會保險局人壽保險公司

露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影

ପ୍ରକାଶନ ପରିକଳ୍ପନା

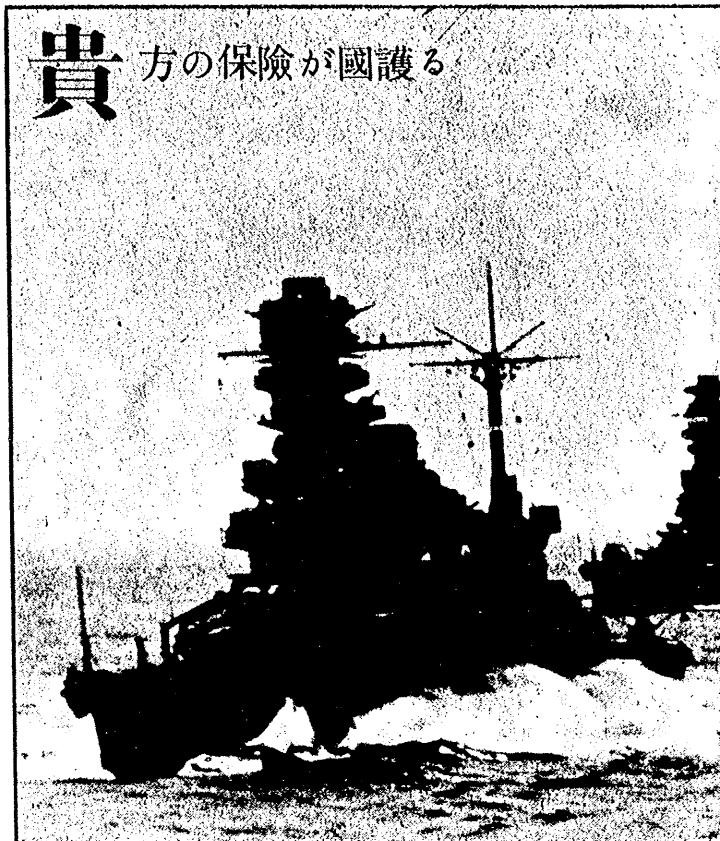
週報組隣りちつがでん園を報週

報

昭和十六年十月一日第後第物之可
九月二十四日發行（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

貴 方の保険が國護る



。割増金附徴兵保険の發賣。

富國徴兵

(判) A5格規定圖はさき大の書本)